

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
財務部 財政課	地方自治法施行令第150条第1項第3号及び大阪府財務規則第9条第2項によれば、目節の区分に従って歳入歳出予算を執行することとされているが、「液晶テレビの購入(137,500円)」については、備品購入費で支出すべきところ、需用費として支出されていた。 <table><tr><th>【支出科目（誤）】</th><th>【支出科目（正）】</th></tr><tr><td>(款) 総務費 (項) 財務管理費 (目) 一般管理費 (節) 需用費</td><td>(款) 総務費 (項) 財務管理費 (目) 一般管理費 (節) 備品購入費</td></tr></table>	【支出科目（誤）】	【支出科目（正）】	(款) 総務費 (項) 財務管理費 (目) 一般管理費 (節) 需用費	(款) 総務費 (項) 財務管理費 (目) 一般管理費 (節) 備品購入費	検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【地方自治法施行令】 (予算の執行及び事故繰越し) 第150条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。 3 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。 【大阪府財務規則】 (歳入歳出予算の款項目節の区分) 第9条 2 歳出予算に係る節の区分は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）別記に掲げる歳出予算に係る節の区分のとおりとする。
【支出科目（誤）】	【支出科目（正）】					
(款) 総務費 (項) 財務管理費 (目) 一般管理費 (節) 需用費	(款) 総務費 (項) 財務管理費 (目) 一般管理費 (節) 備品購入費					
措置の内容						
今回の検出事項の原因は、庶務担当者が、電子見積合せにおいて複数の物品をまとめて発注する際、需用費により支出を行った後、備品購入費として支出更正を行う必要があったことを認識していなかったことと、担当グループ内でのチェックが不十分であったことによるものである。 備品及び消耗品の区分、歳出予算事務に関する留意点について、適正な取扱いの周知徹底を行うとともに、担当グループ長を含む複数人の確認によりチェック体制を強化し、再発防止を図った。 今後は、大阪府財務規則等諸規定に基づき、適正な事務執行に努める。						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年6月4日から同月25日まで）